

# 青森県報

第二千百七十六号

平成十五年五月二十一日(水曜日)

## 目次

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	二
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退	(健康医療課)	二
結核予防法による医療機関の指定	(同)	二
救急病院の設置	(同)	二
特定計量器の定期検査の実施	(商工政策課)	三
保安林の指定予定	(林政課)	四
都市計画事業計画の変更認可	(都市計画課)	五
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(文化・スポーツ振興課)	五
右	(同)	五
右	(同)	六
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(健康医療課)	六
右	(同)	六
右	(同)	六
県有地の売却に係る一般競争入札	(経理課)	七
右	(同)	八
公安委員会		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(会計課)	八

右 同……………( 同 ) ……九

## 告

## 示

青森県告示第三百六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年五月二十一日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団聖康会桜田病院	弘前市大字和泉二丁目一七の一	平成二五・三
北川ひ尿器科クリニック	青森市花園二丁目四四の七	"
羽田皮ふ科	弘前市大字土手町一三三	"
安田内科医院	南津軽郡平賀町大字本町字北柳田五の四	"
工藤デンタルクリニック	十和田市稲生町八の三二	二五・三

青森県告示第百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年五月二十一日

青森県知事職務代理者  
青森県事務吏員 小堀安雄

名称	所在地	指定年月日
官庁街歯科 井沼洋クリニッ ク なかさと調剤薬 局	十和田市西二番町一三の二 北津軽郡中里町大字宮野沢字浦島九八の一〇 北津軽郡中里町大字宮野沢字浦島九八の三一	平成一五・四・一 一五・四・一五 "
ゆきた内科クリ ニツク なのはな調剤薬 局	青森市松原一丁目五の一四 青森市松原一丁目四の八	一五・五・一 "

青森県告示第百六十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年五月二十一日

青森県知事職務代理者  
青森県事務吏員 小堀安雄

名称	所在地	指定年月日
サカ工業局北横	弘前市大字北横五二の二	平成一五・四・三

青森県告示第百六十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年五月二十一日

青森県知事職務代理者  
青森県事務吏員 小堀安雄

名称	所在地	指定年月日
有限会社佐々木 薬局 なのはな調剤薬 局	むつ市緑町一八の五五 青森市松原一丁目四の八	平成一五・五・三 "
八戸南薬局 三八五薬品株式 会社調剤薬局ミ ヤゴ新井田店 このん医院	八戸市大字新井田字横町四七 八戸市大字新井田字後庵下一一の三 上北郡下田町字中野平四〇の二イオン下田ショッ ピングセンター内	一五・五・一五 一五・四・八 一五・四・一六

青森県告示第百六十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定によ  
り、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十五年五月二十一日

青森県知事職務代理者  
青森県事務吏員 小堀安雄

名称	所在地	認定の有効期限
青森保健生活協 同組合あおもり 協立病院	青森市大字大野字前田一〇三の二	平成十八年五月十九日

青森県告示第三百六十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成十五年五月二十一日

青森県知事職務代理者  
青森県事務吏員 小堀安雄

実施期日	実施場所	検査対象区域
平成十五年六月二十三日 午前十一時 正午	農村環境改善センター	深浦町
六月二十四日 午前九時三十分 正午	深浦町役場前	深浦町
六月二十五日 午前九時三十分 午前十一時	南小学校前	岩崎村
六月二十六日 午前九時三十分 午前十一時	つがる白神農業協同組合 赤石支店	岩崎村
六月二十七日 午前九時 午後二時	中央公民館	岩崎村
六月二十七日 午後二時三十分 午後三時	リンゴセンター	岩崎村
六月二十七日 午後二時	中村支店	岩崎村

六月三十日 午前十時三十分 正午	館岡コミュニティ 消防センター	木造町
七月一日 午後三時三十分 午後一時	弘果木造集荷所	木造町
七月一日 午前九時三十分 正午	木造町農業協同組合 柴田事業所	木造町
七月一日 午後二時	出来島事業所	木造町
七月二日 午後三時三十分 午後二時	林事業所	木造町
七月三日 午前十時 正午	つがる農業協同組合川除支店	木造町
七月四日 午後三時 午後二時	木造町役場裏車庫	木造町
七月七日 午前十一時 正午	富泡農業協同組合牛瀧支所	木造町
七月八日 午前九時三十分 正午	富泡公民館	木造町
七月九日 午前九時三十分 午後二時	車力村防雪センター	木造町

七月二十五日	午前十一時三十分から 午後三時三十分まで	西目屋村役場車庫	西目屋村
"	午後二時三十分から 午後三時三十分まで	村市「大滝商店」前	
"	午後二時三十分から 午後三時三十分まで	大白公民館	岩木町
"	午前十一時三十分から 午後三時三十分まで	岳温泉「西沢旅館」前	
七月二十四日	午前九時三十分から 午後三時三十分まで	岩木町農業協同組合百沢支所	岩木町
"	午後三時三十分から 午後三時三十分まで	岩木町役場前	
"	午前十一時三十分から 午後三時三十分まで	" 鳥井野支所	相馬村
七月二十三日	午前十時三十分から 午後三時三十分まで	岩木町農業協同組合 駒越支所	
"	午後二時三十分から 午後三時三十分まで	相馬村農業協同組合相馬支所	相馬村
七月二十二日	午前十時三十分から 午後三時三十分まで	相馬村役場裏 利雪創造センター	
七月十七日	午前十時三十分から 午後三時三十分まで	森田消防分署裏車庫	森田村
七月十六日	午前十時三十分から 午後三時三十分まで	つがる農業協同組合柏支店 玉稲営業所	柏村
七月十五日	午前十時三十分から 午後三時三十分まで	つがる農業協同組合柏支店 玉稲営業所	
七月十四日	午前十時三十分から 午後三時三十分まで	農村環境改善センター	稲垣村
七月十一日	午前十時三十分から 午後三時三十分まで	" 繁田出張所	
"	午後三時三十分から 午後三時三十分まで	" 一号倉庫	稲垣村
七月十日	午前十時三十分から 午後三時三十分まで	つがる農業協同組合稲垣支店 語利倉庫	

青森県告示第三百六十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年五月二十一日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 保安林予定森林の所在場所

むつ市大字城ヶ沢字櫛沢山一番・下北郡東通村大字小田野沢字大平滝一番・大畑町大字大畑字鍋滝山一番・川内町大字松川字釜ノ沢山一番の一・大字宿野部字釜八山一番・字川内字湯ノ川山一番・佐井村大字佐井字古佐井山一番の一号・大字長後字喜平治山一番の一（以上八筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
むつ市大字城ヶ沢字櫛沢山一番・下北郡東通村大字小田野沢字大平滝一番・大畑町大字大畑字鍋滝山一番・川内町大字松川字釜ノ沢山一番の一・大字宿野部字釜八山一番・字川内字湯ノ川山一番・佐井村大字佐井字古佐井山一番の一号・大字長後字喜平治山一番の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課並びにむつ市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十五年五月十三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年五月二十一日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画下水道事業（八戸市公共下水道）

三 事業施行期間

昭和三十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十四年九月十八日青森県告示第四百四十五号）の事業地のうち大字田面木字毛勝窪、字十文字平、字田面木平、字鳥木沢、字葎窪、字盲堤沢、字南沢、字前平、字長者森、字鶉窪、大字坂牛字上沢、字中沢、字徳良窪、字下鳥ノ木沢、字笹ノ沢頭、大字根城字笹子、字丹後平、字白山平、字丹後谷地、字内沢、字牛ヶ沢、字牛ヶ窪、大字沢里字湯浅屋新田、字古宮及び字上沢内を削り、東白山台一丁目、東白山台二丁目、東白山台三丁目、東白山台四丁目、西白山台一丁目、西白山台二丁目、西白山台三丁目、西白山台四丁目、西白山台五丁目、西白山台六丁目、南白山台一丁目、南白山台二丁目、南白山台三丁目、北白山台一丁目、北白山台二丁目、北白山台三丁目、北白山台四丁目、北白山台五丁目、北白山台六丁目を加える。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年五月二十一日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 申請のあつた年月日

平成十五年四月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八ネット福祉オンブズマン

三 代表者の氏名

溝口 隆造

四 主たる事務所の所在地

八戸市小中野四丁目二の二三

五 定款に記載された目的

この法人は、社会福祉事業者等が行うサービスを利用する障害者、高齢者、児童の権利を擁護すると同時に地域社会の福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年五月二十一日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 申請のあつた年月日

平成十五年四月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人循環型社会創造ネットワーク

三 代表者の氏名

公 告

類家 伸一

四 主たる事務所の所在地

八戸市

五 定款に記載された目的

この法人は、地域や市民が主体となつた環境保全と循環型社会の研究と啓発活動を推進し、環境・エネルギー産業に関連した先進的な地域を形成することで、既存産業の振興と新産業を創出し雇用機会の拡大を図り、我が国の持続的発展可能な循環型社会の形成に寄与するとともに、世界の環境問題とエネルギー政策に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年五月二十一日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 申請のあつた年月日

平成十五年四月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人白神自然学校一ツ森校

三 代表者の氏名

永井 雄人

四 主たる事務所の所在地

西津軽郡鰺ヶ沢町大字一ツ森町上禿八八の二

五 定款に記載された目的

本会は、自然学校として白神山地の山・川・海の自然を創造的に活用した自然体験の活動を実施し、ゆとり教育・環境教育のリーダーを養成し、地元の地域経済の振興のために森林整備・農村振興・自然公園の整備など幅広い森林保全作業も行い国土の健全な発展に寄与することを目的として発足する。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年五月二十一日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 特定役務の名称及び数量

青森県立中央病院清掃作業等業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院管理調達課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社エイエスワイ

青森市岡造道二丁目一七の四

六 契約金額

一億四千五百九十五万円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十五年二月十日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年五月二十一日

青森県知事職務代理人  
青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 物品等の名称及び数量

青森県立中央病院重油（JIS一種二号）供給単価契約一式  
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院管理調達課

青森市東造道二丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

青森アポロ株式会社

青森市長島二丁目一の八

六 契約金額

一リットル 三十円二十四銭

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十五年二月十日

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十五年五月二十一日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
八戸市根城六丁目二の八	宅 地	九〇二・三三三平方メートル

二 予定価格

五千五百八十万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市根城六丁目二の八

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の一  
青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所  
八戸市大字尻内町字鴨田七

青森県八戸合同庁舎 一階会議室

2 日時

平成十五年六月二十四日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十五年六月十四日午前十一時三十分から、八戸市根城六丁目二の八において現場説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十五年五月二十一日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
十和田市西二番町二三の一	宅地	五〇四・九三平方メートル

二 予定価格  
千八百万円

三 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所  
十和田市西二番町二三の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

十和田市西二番町二〇の二二

青森県十和田合同庁舎 二階C会議室

2 日時

平成十五年六月二十四日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期  
落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限  
契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十五年六月十四日午後二時から、十和田市西二番町二三の一において現場説明を行う。

公安委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年五月二十一日

青森県警察本部長 竹 内 直 人

一 随意契約に係る物品の名称及び数量  
運転免許証更新時講習資料 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課

三 契約の方法  
青森市新町二丁目三の一

四 随意契約

契約の相手方を決定した日  
平成十五年三月二十七日



五 契約の相手方の名称及び住所

財団法人青森県交通安全協会

青森市大字三内字丸山一九八の四

六 契約金額

一式当たり 二百四十二円五十五銭

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年五月二十一日

青森県警察本部長 竹 内 直 人

一 随意契約に係る物品の名称及び数量

運転免許証作成機用消耗品 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年三月二十七日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本アイデーシステム株式会社

東京都新宿区新宿四丁目三の一七

六 契約金額

一式当たり 六十七万八千二百六円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号及び第二号

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭